

平成28年第2回定例会（12月議会）  
建設部 提出資料

建設委員会

【予算・議案関係】

○ 建設部	平成28年度12月補正予算案の概要について (建設部)	1
○ 都市計画課	平成28年度12月補正予算案の概要について	3
○ 下水道課	公の施設の指定管理者の指定について	4
○ 建築住宅課	平成28年度12月補正予算案の概要について	5
〃	秋田県標準事務関係手数料徴収条例及び秋田県 建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改 正する条例案について	6

# 平成28年度12月補正予算案の概要について

平成28年12月5日  
建設部

1 一般会計  $\Delta 162,273$ 千円  
(1) 補正予算  $\Delta 162,273$ 千円

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容	頁
給与費	$\Delta 167,649$	人件費の実績見込みによる補正	—
県単公園事業	5,338	県立中央公園の設備更新に要する経費	3
木造住宅耐震改修等事業	38	木造住宅耐震改修等事業補助金	5
合計	$\Delta 162,273$		

(2) 繰越明許費  $564,535$ 千円  
・地方道路交付金事業（道路整備費分）、河川改修事業

## (3) 債務負担行為

### ①国庫補助事業（社会資本整備総合交付金事業）

・融雪後の早急な対応や整備効果の早期発現、公共事業の発注平準化

事業名	設定額(千円)	事業内容
地方道路交付金事業 (道路維持費分)	1,222,500	融雪後の早急な舗装補修、安全施設整備等 大館鷹巣線（北秋田市）外23箇所
地方道路交付金事業 (道路整備費分)	274,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 国道105号（仙北市）外3箇所
火山砂防事業	46,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 八九郎東沢（小坂町）
地すべり対策事業	30,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 大琴（由利本荘市）
急傾斜地崩壊対策事業	72,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 愛宕（横手市）外1箇所
海岸防災対策事業	100,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 仁賀保海岸（にかほ市）
合計	1,744,500	

### ②県単独事業（ゼロ県債を活用した効果的な事業の実施）

・融雪後の早急な対応や整備効果の早期発現、公共事業の発注平準化等

事業名	設定額(千円)	事業内容
県単公園事業	13,500	県有施設の設備更新 県立中央公園 写真判定装置1台

事業名	設定額(千円)	事業内容
道路除雪事業(単独)	37,800	春山除雪 国道398号(湯沢市) 外16箇所
県単道路補修事業	1,121,500	融雪後の早急な舗装補修、安全施設整備等 国道108号(由利本荘市) 外59箇所
地方道路等整備事業 (道路補修費分)	126,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 国道282号(小坂町) 外1箇所
道路総合防災対策事業	100,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 入道崎寒風山線(男鹿市)
県単道路改築事業	128,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 金沢吉田柳田線(横手市) 外5箇所
地方道路等整備事業 (道路改良費分)	473,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 秋田御所野雄和線(秋田市) 外8箇所
県単河川改良事業	335,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 米代川(鹿角市) 外5箇所
県単砂防事業	47,000	H29年度実施箇所の工期確保、早期供用等 梶沢沢(大館市) 外2箇所
合計	2,381,800	

### ③土木施設の維持管理業務、現年発生土木災害復旧事業等

事業名	設定額(千円)	事業内容
建設資材価格市況調査業務委託	3,802	特殊な資材の市場取引価格の調査
道路管理費	197,533	トンネル設備の保守点検等
県単道路維持修繕事業	1,870,000	道路の維持管理業務(2カ年)
県単道路補修事業	492,000	道路の防災点検業務(2カ年)
県単河川等環境維持修繕事業	405,000	河川等の維持管理業務(2カ年)
河川維持管理費	23,422	河川情報システムの保守点検等
ダム管理費	45,971	ダム通信設備の保守点検
砂防指定地管理費	9,292	砂防情報システムの保守点検
現年発生土木災害復旧事業	200,000	H29年(1~3月)発生災害への対応
県単港湾整備事業	86,600	港湾の維持管理業務(2カ年)
空港維持管理費	3,000	周辺地域への水質影響調査
空港維持管理費	475,000	空港の維持管理業務(2カ年)
県営住宅県単大規模修繕事業	33,432	県営住宅外壁改修(矢留改良住宅)
合計	3,845,052	

## 2 能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計

### (1) 債務負担行為

事業名	設定額(千円)	事業内容
能代港灰捨場管理事業	930,500	第2灰捨場護岸建設工事等

# 平成28年度12月補正予算案の概要について

平成28年12月5日  
都市計画課

## 1 概要

- ・ 県立中央公園陸上競技場の競技会運営システムの設備を一部更新

## 2 事業の内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
県単公園事業	5,338	県立中央公園の設備更新に要する経費

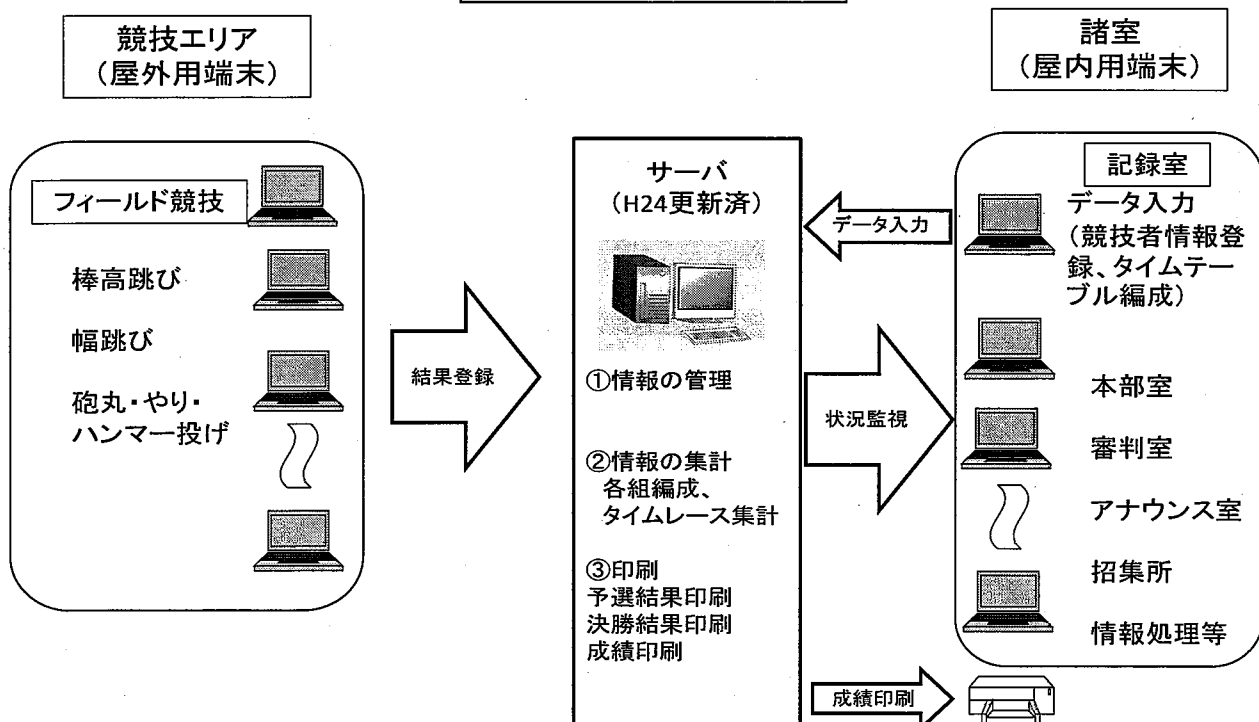
## 3 事業内容

- ・ 平成19年秋田国体開催時に導入し、老朽化により使用不能となった競技会運営システム端末の一部を更新する。

### <競技会運営システムとは>

- ・ 競技者情報、出欠情報、競技記録・順位、次ラウンド選出、スタートリスト、競技結果等をリアルタイムに管理し、競技進行に伴う集計を行うシステム  
(国体開催時から約10年間使用)

競技会運営システム構成図



# 公の施設の指定管理者の指定について

平成28年12月5日  
下水道課

## 1 議案の概要

- 下水道処理施設の管理者選定にあたり、県条例における選定基準に基づき、効率的な管理運営や適正かつ確実な管理能力等の観点から総合的に審査した結果、下記候補者を指定管理者として指定する。

議案	施設名	指定管理者(候補者)
第204号	米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道	(株)県北環境保全センター
第205号	秋田湾・雄物川流域下水道 (臨海処理区)	東北環境管理(株)
第206号	秋田湾・雄物川流域下水道 (大曲及び横手処理区)	(株)県南環境保全センター

指定期間はいずれも平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

## 2 指定管理者の候補者選定

### (1) 公募手続き

①募集期間 平成28年7月8日～9月9日

②周知方法 県公報及びホームページ

③申請状況 上記候補者のみ

### (2) 候補者選定に係る委員会

①委員の構成(内部委員1名を含む計5名(公募委員への応募はなし))

名前	所属・職業等	備考
井上 正敏	秋田市上下水道局 理事	
木口 倫	秋田県立大学 生物資源科学部 准教授	
田中 耕太郎	田中耕太郎税理士事務所 税理士	
日高 利美	日本下水道事業団 東北総合事務所 所長	
渡辺 雅人	秋田県建設部次長(内部委員)	委員長

### ②選定委員会の開催状況

- 開催日 平成28年11月9日
- 審査内容 制度概要・審査基準等の説明、申請団体のプレゼンテーション及び質疑応答、採点審査、候補者選定

### ③選定結果

- 効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたことから、上記候補者を指定管理者として選定する。

# 平成28年度12月補正予算案の概要について

平成28年12月5日  
建築住宅課

## 1 概要

- ・本年4月の熊本地震における木造住宅被害を受け、6月から住宅耐震化促進に向けた普及啓発を実施した結果、各市町村における耐震診断補助の交付申請件数が増加したことから、県補助金の予算額を増額する。

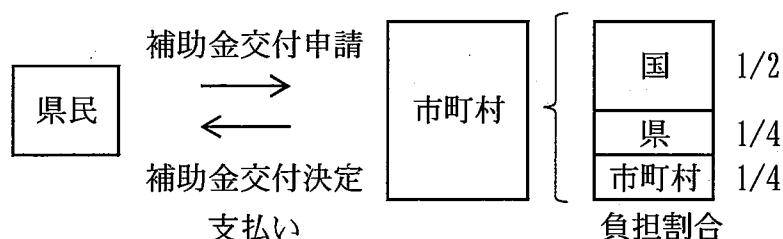
## 2 事業の内訳

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
木造住宅耐震改修等事業	38	耐震診断補助5戸分(当初11戸→16戸)

## 3 主な事業の仕組み

### (1) 市町村の住宅耐震診断補助事業へ協調補助(平成20年度～)



- ・事業を実施している県内市町村

鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、秋田市、由利本荘市、  
にかほ市、大仙市、横手市、五城目町、美郷町、計13市町

### (2) 木造住宅耐震診断の補助実績

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
耐震診断戸数	40	20	16	22	10	14	4	5	10	141

※平成28年10月末時点での実績

# 秋田県標準事務関係手数料徴収条例及び秋田県建築士事務所登録等 手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成28年12月5日  
建 築 住 宅 課

## 1 改正理由

- ・平成20年11月施行の改正建築士法により、建築士の登録に係る事務については、指定登録機関が行うことができるとされているが、二級建築士及び木造建築士については、これまで県が行ってきた。
- ・今回、(一社)秋田県建築士会が指定登録機関として登録事務を行う意思を示したことから、今後、同会を指定登録機関に指定し、各々条例で定める手数料を当該機関の収入とするため、条例を改正する必要がある。

## 2 改正内容

### (1) 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正

- ・建築士試験に合格した者についての二級建築士又は木造建築士の登録に係る手数料は、指定登録機関に納めなければならないこととし、その手数料は当該機関の収入とする。(第24条関係)

### (2) 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部改正

- ・外国の建築士免許を受けた者についての二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付の申請に係る手数料は、指定登録機関に納めなければならないこととし、その手数料は、当該機関の収入とする。(第3条関係)

## 3 施行期日

- ・平成29年4月1日から施行する。

## <参考>

### ①建築士法の関係規定(指定登録機関の業務)

- ・知事は、法定の基準を満たす者の申請により、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を行わせることができる。(第10条の20関係)

### ②全国各都道府県の対応状況(平成28年11月末現在)

	指定済	未指定
指定登録機関の指定	41	6

秋田県標準事務関係手数料徴収条例及び秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(建築士法関係手数料)                      第二十四条 略</p> <p>2 法第十条の二十第一項の規定により知事が二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定登録機関」という。）が行う二級建築士又は木造建築士の登録の申請をする者は、前項第一号に規定する手数料を指定登録機関に納めなければならない。</p> <p>3 法第十五条の六第一項の規定により知事が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の受験をする者は、第一項第二号に規定する手数料を指定試験機関に納めなければならない。</p> <p>4 前二項の規定により指定登録機関又は指定試験機関に納められた手数料は、それぞれ当該指定登録機関又は当該指定試験機関の収入とする。</p>	<p>(建築士法関係手数料)                      第二十四条 略</p> <p>2 法第十五条の六第一項の規定により知事が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の受験をする者は、前項第二号に規定する手数料を指定試験機関に納めなければならない。</p> <p>3 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</p>



秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>（手数料の納付先）</p> <p>第三条 法第十条の二十第一項の規定により知事が二級建築士等登録事務を行わせることとした者（以下この条において「指定登録機関」という。）が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書の書換え又は木造建築士の書換え交付若しくは再交付の申請をする者は、前条第一号又は第二号に規定する手数料を指定登録機関に納めなければならない。</p> <p>2  略</p> <p>3  前二項の規定により指定登録機関又は指定事務所登録機関に納められた手数料は、それぞれ当該指定登録機関又は当該指定事務所登録機関の収入とする。</p>	<p>（手数料の納付先）</p> <p>第三条 略</p> <p>2  前項の規定により指定事務所登録機関に納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。</p>